

資料編

1. P F Iに関する法令等 概要リスト・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 法令等
 - (2) ガイドライン・指針
 - (3) 通知等
 - (4) 提言・報告書
 - (5) その他

2. P F I 導入事例・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 本市における導入実績
 - (2) 他都市における導入事例

1. P F Iに関する法令等 概要リスト

(1) 法令等

- ・ P F I 法 平成 11 年 9 月 24 日施行
改正 平成 23 年 6 月 1 日
～ P F I 対象施設拡大、民間事業者提案制度、公共施設等運営権導入、
公務員派遣、P F I 推進会議創設
〃 平成 25 年 6 月 12 日
～ (P F I 機構) 民間資金等活用事業推進機構
〃 平成 27 年 12 月 1 日
～ (運営権) 公務員退職派遣
〃 平成 28 年 5 月 27 日
～ (運営権) 地方公共団体利用料金徴収
- ・ P F I 基本方針 改正 平成 24 年 3 月 27 日閣議決定
～ 前文関係、民間事業者提案制度、公共施設等運営権、職員の派遣、
P F I 推進会議
〃 平成 25 年 9 月 20 日閣議決定
～ P F I 機構、アクションプラン
〃 平成 27 年 12 月 18 日 閣議決定
～ 退職派遣制度
- ・ P F I 法施行令 改正 平成 27 年 12 月 1 日施行
～ (運営権) 国派遣職員、国家公務員倫理規定
〃 平成 28 年 11 月 30 日施行
～ (運営権) 地方公共団体利用料金徴収
- ・ P F I 法施行規則 改正 平成 25 年
〃 平成 27 年 12 月 1 日施行(内閣府令)
～ (運営権) 派遣職員
- ・ 地方自治法改正 平成 15 年 9 月 3 日公布
～ 指定管理者制度等

(2) ガイドライン・指針

- ・ 仙台市 P F I 活用指針 (第 1 版) 平成 15 年 1 月
- ・ 仙台市 P F I 活用指針 (第 2 版) 平成 16 年 7 月
- ・ 仙台市 P F I 活用指針 (第 3 版) 平成 18 年 10 月
- ・ P P P / P F I の抜本改革に向けたアクションプラン (内閣府 P F I 推進会議)
平成 25 年 6 月 6 日決定

- ・ PPP／PFI 推進アクションプラン（内閣府 PFI 推進会議）・・・ 改定 平成 29 年 6 月 9 日
 ～公的不動産における官民連携の推進、コンセッション事業等の
 重点分野にクルーズ船向け旅客ターミナル施設及び M I C E 施設
- ・ PFI 事業民間提案推進マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・ 平成 26 年 12 月 10 日
- ・ 多様な PPP／PFI 手法導入を優先的に検討するための指針（内閣府 PFI 推進会議）・・・
 平成 27 年 12 月 15 日
- ・ PPP／PFI 手法導入優先的検討規定（内閣府 PFI 推進室長）・ 平成 28 年 3 月 17 日通知
- ・ 地域プラットフォーム～PPP／PFI に関する支援・・・・・・・・ 平成 28 年 3 月 30 日支援対象
 事業開始
- ・ PPP 事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド（総務省・国交省）・・・
 平成 28 年 10 月
- ・ 運営権ガイドライン・・・・・・・・・・・・・・・・ 改正 平成 27 年 12 月 15 日
 ～退職派遣制度（事業初期段階、5 年間程度）、地方公営企業・
 指定管理者制度上の取扱い、需要リスクへの対応、不可抗力リ
 スクへの対応
- ・ リスク分担ガイドライン・・・・・・・・・・・・・・・・ 改正 平成 25 年 9 月
 ～不可抗力追加（豪雨、崖崩れ、地滑り等）
 〃 平成 27 年 12 月 18 日
 ～収益施設併設型施設対応（履行支援、信用力確認、保険入）
- ・ PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン・・・ 改正 平成 19 年 6 月 29 日
 〃 平成 25 年 6 月 7 日
 ～民間提案（任意提案、創意工夫の活用、窓口、庁内検討体制、
 事業一覧計画の公表）、民間事業者の事業・評価・選定（株式会社
 以外も想定、企画競争・公募型プロポーザル等、競争的対話方式、
 知的財産の先進性加点评価）
 〃 平成 26 年 6 月 16 日
 ～手続きの簡素化
 〃 平成 27 年 12 月 18 日
 ～地域プラットフォーム、管理者等のネットワークの創出、民間提案、
 公共事業等に関する情報公開
- ・ モニタリングガイドライン・・・・・・・・・・・・・・・・ 改正 平成 25 年
 〃 平成 27 年 12 月 18 日
 ～モニタリング基準案早期提示モニタリング基準活用、サービス受
 益者や学識経験者等第三者の意見活用、サービス対価減額ポイント
 制、独立採算型（運営権方式）や収益施設併設型事業への対応、モ
 ニタリング基準見直し申出、モニタリング結果公表
- ・ VFM に関するガイドライン・・・・・・・・・・・・・・・・ 改正 平成 25 年

〃 平成 26 年 6 月 16 日 施行
～手続き簡素化 事業手法の検討

平成 27 年

- ・ 契約に関するガイドラインーPFI 事業契約における留意事項についてー

改正 平成 25 年

～公共施設等運営権導入、株式譲渡（履行能力の担保、株式譲渡の条件）

〃 平成 27 年

- ・ P F I 標準契約 1 （公用施設整備型・サービス購入型版） . . . 平成 22 年 3 月 31 日

- ・ 地方公共団体向けサービス購入型 PFI 事業実施手続簡易化マニュアル

平成 26 年 6 月

（３）通知等

- ・ 地方公共団体における P F I 事業について（自治省） 平成 12 年 3 月 29 日

改正 平成 15 年 9 月 2 日

改正 平成 17 年 10 月 3 日

- ・ PFI 方式による建設工事を請け負う建設業者の資金調達の円滑化について（国交省） . . .

平成 16 年 7 月 7 日

- ・ 平成 18 年度 関係省庁連絡会議申合せ

「PFI 事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続について」（内閣府）

平成 19 年 12 月 26 日

- ・ PFI 法に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について（総務省事務連絡） 平成 19 年 12 月 26 日

- ・ 「P F I 導入可能性の検討マニュアル」ーの配布について（文部科学省事務連絡） . . .

平成 20 年 7 月 8 日

（４）提言・報告書

- ・ 東北における PFI 活用の促進に向けて（（社）東北経済連合会） . . 平成 13 年 9 月

- ・ PFI の推進に関する第二次提言（（社）日本経済団体連合会） . . . 平成 14 年 6 月 17 日

- ・ PFI 実施案件の実態調査報告書と PFI の発展に向けた問題提起と提言（日本プロジェクト産業協議会の次世代民活事業研究会） 平成 14 年 9 月公表

- ・ PFI の推進に関する第三次提言（（社）日本経済団体連合会） . . . 平成 16 年 1 月 20 日

- ・ 地方公共団体における PFI 事業の現状と課題～事業者選定方法と協定手続きについて～（自治体 PFI 推進センター専門家委員会） 平成 16 年 3 月

- ・ PFI 推進委員会中間報告ーPFI のさらなる展開に向けてー（内閣府） . . .

平成 16 年 6 月 3 日

- ・ 地方公共団体が PFI 事業を実施する際の国の補助金の適用状況について（内閣府） . . .

平成 16 年 6 月

- ・ 地方公共団体が行う PFI 事業の課題に関する検討報告書～直接協定の典型例について、質問・回答の典型例について～（総務省） 平成 16 年 9 月 14 日

- ・ 地方公共団体における PFI 事業の現状と課題（自治体 PFI 推進センター専門家委員会）

- ・ ・ ・ ・ ・ 平成 17 年 3 月
- ・ 自治体 PFI 事例集（（財）地域総合整備事業財団） ・ ・ ・ ・ ・ 平成 17 年 3 月
- ・ 「PFI 方式による公共サービスの安全性確保に関する調査検討報告書」（PFI 方式による公共サービスの安全性確保に関する検討委員会＜仙台市＞） ・ ・ ・ ・ 平成 18 年 3 月
- ・ 改修 PFI における現状と課題及び PFI におけるファイナンスの現状
（自治体 PFI 推進センター専門家委員会） ・ ・ ・ ・ ・ 平成 18 年 3 月
- ・ 国土交通省所管事業への PFI 活用参考書（国交省） ・ ・ ・ ・ ・ 平成 18 年 3 月 14 日
- ・ 地方公共団体の行う PFI 事業における事業者選定に係る調査報告書（総務省） ・ ・ ・
平成 18 年 6 月
- ・ PPP/PFI みやぎ版実践マニュアル・提言（特定非営利活動法人みやぎ文化・PFI 協会） ・ ・ ・ ・ ・ 平成 18 年 7 月 1 日
- ・ PFI 法に基づいて地方公共団体が実現する事業に係る地方財政措置について
（総務省事務連絡） ・ ・ ・ ・ ・ 平成 19 年 12 月 26 日
- ・ 「国土交通省所管事業への PFI 活用に関する発注担当者向け参考書」公表（国交省） ・ ・ ・
平成 20 年 6 月 20 日
- ・ 「PPP/PFI 事業事例集」（内閣府） ・ ・ ・ ・ ・ 平成 26 年 2 月 14 日
- ・ PFI の手続の簡易化について（概要）（内閣府） ・ ・ ・ ・ ・ 平成 26 年 6 月 16 日
- ・ PPP/PFI 事業・推進方策事例集（国交省） ・ ・ ・ ・ ・ 平成 26 年 7 月
- ・ 公共施設の集約化・再配置に係る官民連携事業事例集（国交省） ・ ・ 平成 26 年 7 月
- ・ 公的不動産の有効活用等による官民連携事業事例集（国交省） ・ ・ ・ 平成 26 年 7 月
- ・ 公共施設管理における包括的民間委託の導入事例集（国交省） ・ ・ ・ 平成 26 年 7 月
- ・ 「PPP/PFI 事業事例集」（内閣府） ・ ・ ・ ・ ・ 平成 27 年 4 月 2 日
- ・ PPP/PFI 事業を促進するための官民間の対話・提案事例集（国交省） ・ ・ ・ ・ ・
平成 27 年 6 月
- ・ 民間収益施設の併設・活用に係る官民連携事業事例集（国交省） ・ ・ 平成 28 年 9 月

（５）その他

- ・ WTO 政府調達協定の基準額（邦貨換算額）
2 年ごとに基準額の設定が見直されるため、事業検討においては最新の情報に基づくこと

<WTO政府調達協定の基準額（邦貨換算額）>

区分	都道府県 指定都市
物品等の調達契約	3,000 万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	22 億 9,000 万円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他技術的サービスの調達契約	2 億 2,000 万円
特定役務のうち上記以外の調達契約	3,000 万円

（※この基準額の適用期間は、平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日です。）

2. PFI 導入事例

（1）本市における導入実績

事業名	事業方式	事業期間（維持管理・運営期間）
松森工場関連市民利用施設整備事業 【スポパーク松森】	BOT 方式	平成 16 年 3 月～平成 32 年 4 月 (14 年 9 か月)
新仙台市天文台整備・運営事業	BOT 方式	平成 17 年 6 月～平成 50 年 3 月 (29 年 9 か月)
新野村学校給食センター整備事業	BOT 方式	平成 18 年 12 月～平成 35 年 3 月 (15 年)
新高砂学校給食センター整備事業	BOT 方式	平成 20 年 10 月～平成 37 年 3 月 (15 年)
南吉成学校給食センター整備事業	BOT 方式	平成 26 年 12 月～平成 43 年 3 月 (15 年)

（2）他都市における導入事例

○形態別事例

サービス購入型

適用例：[学校、庁舎、病院、一般道路、刑務所など]

・プラザノース整備事業

中核施設として図書館やホール、北区役所等の機能を複合化し、さらに特色として芸術創造・ユーモア機能を含めた施設を整備する。

PFI 初期の複合庁舎のサービス購入型の典型となった案件。

事業期間：2005 年 10 月 11 日（事業契約締結）～2023 年 3 月 31 日

・山形市学校給食センター整備運営事業

既存施設の老朽化のため移築する。市内にある 36 の小学校と 15 の中学校の計 51 校に、1 日あたり 2 万 2000 食の供給を計画している。

最大規模（給食提供数）の給食センター。

事業期間：2008 年 12 月 14 日（事業契約締結）～2024 年 3 月

独立採算型

適用例：[コンテナターミナル、立体駐車場など]

・神奈川県立湘南海岸公園海洋総合文化ゾーン施設整備等事業

水族館・体験学習施設の設計・建設を行う。水族館は施設の利用料金収入によってまかなう独立採算方式とする。日本初の水族館 PFI。

事業期間：2002 年 3 月 20 日（事業契約締結）～2034 年 3 月

・新北九州空港駐車場整備等事業

新北九州空港の利用者のための駐車場を設計、建設、運営及び維持管理する。

独立採算の成立する PFI スキームとして典型的なもの。

事業期間：2005 年 6 月 1 日（事業契約締結）～2021 年 3 月 31 日

混合型

適用例：[鉄道、体育施設、宿泊施設、博物館など]

・八王子市新体育館等整備・運営事業

市は、市内においてスポーツ・レクリエーションの受け皿となる施設が不足してきていることなどの状況を鑑み、新たに総合体育館の整備を行う。

新体育館は3階建てを想定しており、2つのアリーナや地域交流施設、駐車場などで構成される。体育館の箱もの PFI の典型例。

事業期間：2012 年 3 月 12 日（事業契約締結）～2031 年 6 月

・江古田の森保健福祉施設整備・運営事業

旧国立療養所中野病院跡地を開発するもので、計画では介護老人保健施設、老人福祉施設、身体障害者ケア付寮、知的障害者寮を整備する。民間の提案施設として保健福祉施設の枠組みの範囲内でケアハウスなどの整備も考えられている。

混合型に見られる福祉系施設の典型例。

事業期間：2004 年 7 月 28 日（事業契約締結）～2054 年 7 月

○方式別事例

BOT（Build Operate Transfer：建設－運営－所有権移転）方式

BTO方式と並びPFI事業においての主要な事業方式のひとつであり、比較的事例が多い。

(PFI 全体の 7%。)

・桑名図書館

既存の図書館、保健センター、勤労青少年ホームに、新たに多目的ホールも加えた「図書館等公共複合施設」を整備。

日本初の図書館 PFI。

事業期間：2002 年 6 月 26 日（事業契約締結）～2034 年 10 月

・千葉市新港給食センター

現在、本市の中学校給食は、事業運営の中心である学校給食センターの老朽化等の問題を抱えているとともに、安全性の向上、食環境への対応及び運営面の環境への配慮等が求められている。その課題に答えるべく「より豊かで安全な学校給食の実現」と「より効率的な運営」を図るべく、PFI法に基づく事業手法を用いる。BOTに多い給食センター。運営業務が主となる。

事業期間：2009年9月19日（事業契約締結）～2034年10月

B T O (Build Transfer Operate : 建設－所有権移転－運営) 方式

P F I 事業においての主要な事業方式のひとつであり、全国的に最も事例が多い。

(PFI 全体の 72%を占める。)

・墨田区総合体育館

総合体育館及びテニスコート関連施設などを、広域的な公式競技大会が開催可能な総合スポーツ施設として整備する。

多様なスポーツ需要に対応した総合的なスポーツ施設整備を行うもの。

事業期間：2007 年 4 月 5 日（事業契約締結）～2030 年 3 月 31 日

・大宮区役所新庁舎整備事業

市は、市民・職員の安全確保、防災拠点としての耐震性確保等を目的とした老朽化した大宮区役所の新築建て替えを行う。

施設整備企業が代表。オーソドックスな箱もの PFI の BOT の庁舎。

事業期間：2016年8月1日（事業契約締結）～2039年3月31日

B O O (Build Own Operate : 建設－所有－運営) 方式

適用例：[教育施設、福祉施設、廃棄物処理施設など]

・筑波大グローバルレジデンス

現在、大学が所有し運営する学生宿舎は 9 割以上が開学当初の施設であり、経年劣化や生活環境の低下が大きな課題となっている。本事業は PFI 法に基づき、本施設の施設整備、維持管理、運営業務及び必要となる業務を行い、宿舎の生活環境の向上を図る。

国際競争力のある環境整備が求められる近年の大学側のニーズの変化を代表する案件。

事業期間：2016 年 7 月（事業契約締結(予定)）～2038 年 3 月 31 日

・第 2 クリーンセンター（仮称）整備・運営事業

産業廃棄物の県内処理を促進するとともに、循環型地域社会の形成を進めるため、資源循

環型モデル施設の全体構想のうち、公共関与による産業廃棄物処理施設として、先行して整備する焼却（熔融）施設の整備・運営を行う。

B00に多い廃棄物処理施設の典型例。

事業期間：2006 年6月30 日（事業契約締結）～2030年

RO（Rehabilitate Operate：補修－運営）方式

適用例：[博物館、学校、医療施設など]

・海上自衛隊呉史料館建設維持管理運営事業

本事業は、隊員教育効果の向上と効果的な広報活動の実施を図るため、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し実施する。資料の展示・保存等の運營業務については民間に委ねるものとし、その創意工夫を通じて事業効果が更に高められることを期待するもの。当初の整備を BT0 方式 PFI で行い、事業終了後再び RO 方式 PFI として事業を遂行するという PFI にこだわった案件。

事業期間：2014年3月25日（事業契約締結）～2021年3月31日

・福岡市美術館リニューアル事業

本事業は、民間活力やノウハウを活用することで、大規模改修及びリニューアル後の維持管理・運営を効果的・効率的に実施し、ソフト・ハードの両面においてさらなる魅力の向上を図ることを目的として、PFI により実施する。

西日本を代表する美術館の一つ。今後も出件が予想される博物館系の大規模改修 PFI 事業。

事業期間：2016年2月23日（事業契約締結）～2034年3月31日

コンセッション方式（公共施設等運営権制度）

適用例：[有料道路、空港、上下水道など]

・愛知県有料道路運営等事業

本事業は、愛知県道路公社が一定期間民間事業者運営権を設定してその運営を委ねるものであるが、公社も道路管理者及び施設所有者として、本事業において果たすべき役割と責任を有している。

初の道路コンセッション事業。

事業期間：2016 年 8 月 31 日（事業契約締結）～2046 年 3 月 31 日

・仙台空港特定運営事業

空港本来の機能を最大限発揮させるために、運営権者に空港運営事業を実施させるとともに、本空港における上記施設の運営を統合し、民間の資金及び経営能力の活用による一体的かつ機動的な空港経営を実現するため実施。事業期間は最長 65 年間。

震災復興で立ち上げられた国管理の空港コンセッション第 1 号案件。

事業期間：2015 年 12 月 1 日（事業契約締結）～2045 年 11 月 30 日